

次期ごみ処理施設整備基本構想及び
三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

特記仕様書

令和2年4月

三木市

第1章 総 則

第1節 目的

三木市清掃センターは、平成10年6月から本稼働して以来21年が経過しており、引き続き現施設でゴミ処理を継続するためには大規模な基幹改良工事が必要となっている。改良工事には多額の経費が必要であり、今後求められる処理能力や持続可能な循環型社会に対応するなど、様々な観点から検討した結果、行政として責任をもって一般廃棄物を処理するために、以下のとおり施設整備方針を決定した。

(次期ゴミ処理施設整備基本方針)

- (1) 市単独での新設整備とする
- (2) 施設の供用開始は令和11年度をめざす

上記の方針を基に、三木市総合計画や三木市一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の清掃事業概要等を踏まえ、情報の収集や整理、検討、取りまとめ等を行い、将来計画される次期ゴミ処理施設整備や運営に向けて必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として次期ゴミ処理施設整備基本構想を策定すること及び循環型社会形成推進交付金制度に基づいた三木市循環型社会形成推進地域計画を策定することを目的とする。

第2節 委託業務名

次期ゴミ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務

第3節 委託期限

本業務の委託期限は、契約締結日より令和3年3月26日とする。

ただし、循環型社会形成推進地域計画については、令和3年度認定をめざすことから令和2年10月中旬までに計画素案を完成させること。

第4節 施設の概要

現在、三木市（以下「本市」という。）が管理しているゴミ処理施設の概要は以下のとおり。

施設名称	項目	内容
清掃センター	供用開始年月	平成10年6月
	所在地	兵庫県三木市加佐字八家王山1199番地
	ゴミ焼却施設処理方式	流動床式焼却炉
	処理能力	ゴミ焼却施設 117 t / 日 (39 t / 16 h × 3 系列) 粗大ゴミ処理施設 34 t / 日 (5 h)

第5節 委託の範囲

本委託の業務内容は、第2章に示すものとする。

なお、本業務の受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても必要なものについては、本市と協議して実施するものとする。

第6節 準拠法令、規則、規格等

受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年1月25日法律137号、改正平成9年法律第85号）、同施行令、同施行規則及びその他関係する法令、規則、細則、規格に従うものとする。

第7節 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者にもらしてはならない。

第8節 業務管理

受託者は、専門的な知識を必要とするものについては十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。

管理技術者はそれぞれ技術士法に定める技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。また、照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務内容に関し、精査・検証を行うものとする。

担当技術者は、実務経験3年以上で同種業務の経験を有し、かつ技術士補（衛生工学部門）の資格を有する者を選任すること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

第9節 協議の解決

受託者は、業務の着手に先立ち、本市担当係員と十分な協議を行うものとするが、履行途上いづれかに疑義が生じた場合は適宜連絡を取り合い、協議を行ったうえ本市の指示に従うものとする。

第10節 議事録

受託者は、打ち合わせ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

第11節 成果品の検査と納品

受託者は完了に際し、本市担当係員による成果品検査を受けるものとする。

なお、納品後成果品内容に誤記、誤算があった場合は速やかに訂正し再提出しなければならない。また、成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

第12節 引き渡し

受託者は、成果品を納入することによって本業務の引き渡し及び委託業務は完了したものとする。

第13節 届出等

1. 受託者は、業務の着手に際し次の書類を本市へ提出するものとする。
 - 1) 業務着手届
 - 2) 工程表
 - 3) 管理技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付すること）
 - 4) 照査技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付すること）
2. 受託者は業務の完了に際し、次の書類を本市へ提出するものとする。
 - 1) 業務完了届
 - 2) 納品書
 - 3) 請求書

第14節 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------|-----|-----|
| 1. 次期ごみ処理施設整備基本構想報告書 | A4版 | 30部 |
| 2. 同 概要版 | A4版 | 30部 |
| 3. 庁内検討委員会説明資料 | | 一式 |
| 4. 三木市循環型社会形成推進地域計画書（添付資料含む） | A4版 | 30部 |
| 5. 上記1～4の電子媒体（CD-R） | | 一式 |

第2章 業務内容

第1節 次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務

本業務は、本市が今後整備を予定している次期ごみ処理施設の整備概要を基本構想として策定するものである。

具体的には、地域住民との合意形成及び施設整備に係る基本計画策定のための前提となる施設の整備方針等基本的事項を検討整理するものである。また、本市の将来計画に基づき、施設整備に向けてのコンセプトをよりの確にとりまとめ、当該事業実施の合意形成を図るための基礎的資料とするものである。

特に、次期ごみ処理施設では、従来から嫌悪施設と言われてきたマイナスイメージから脱却するために、地域に貢献し、かつ新たな環境を創造する本市独自のコンセプトを確立し、地域住民と一体となって施設整備を進めていくものとする。

第1項 ごみ処理の現況と課題の整理

基本構想策定の基礎となるごみ処理に関する基礎資料の収集・整理を行うと共に施設の老朽化・建設サイクルに付随する問題点などのごみ処理の課題を抽出、整理すること。

(1) ごみ処理状況の把握

ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等を把握すること。

(2) 現状の課題

分別方法・排出状況、収集・運搬、中間処理、最終処分 of 其々の段階での課題を抽出すること。

第2項 ごみ処理技術の動向

ごみの焼却、溶融、熱分解、RDF（固形燃料化）、メタンガス化等の廃棄物系バイオマス利活用等について最新の技術的動向を把握すること。

(1) 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術動向調査

(2) 中間処理の技術動向調査

(3) 資源化・再利用施設の技術動向調査

(4) 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向調査

(5) 最終処分の技術動向調査

(6) ごみ処理工程からのエネルギー回収方式及び活用方法の技術動向調査

第3項 施設整備手法の検討

(1) 基本方針

ごみ処理施設に関する施設整備手法を検討するための基本的な考え方を整理すること。

(2) ごみ量、ごみ質の検証

三木市一般廃棄物処理基本計画を参考に計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関しての長期見

通しを検証すること。

(3) 処理技術の適用性の検討

前項の結果に基づいて施設規模を設定し、ごみ処理技術の最新動向を踏まえて適用可能なごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討すること。

(4) 施設整備案の作成

民間活力の導入を含めた施設整備の手法について、想定できる複数の可能性を抽出すること。

(5) 施設整備案の評価

前項で作成された複数の施設整備案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較内容をまとめた一覧表を作成すること。

第4項 新たな付加価値を保有する施設活用の整理

(1) 災害時におけるごみ焼却施設の役割について検討

災害時において安定したごみ処理を可能とする施設の災害対策や運営対策を検討すること。また、災害廃棄物の処理や災害時の防災拠点としての活用についても検討行うこと。

(2) 地域貢献対策等の検討

ごみ焼却施設を建設するに当たり、近年の動向を踏まえ、環境学習ができる施設やリユースの促進施設について検討する。併せて、施設とその周辺環境を利用した憩いの空間の創造についても検討すること。

第5項 概算事業費及び交付金等の検討

(1) ごみ処理施設の建設コスト（必要に応じて、用地取得費も含む）や管理運営コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費）について、近年の実勢単価を調査し概算事業費を算定すること。

(2) ごみ処理施設整備事業を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理し、本市の負担額の見込みが分かるように内訳を作成すること。

第6項 事業スケジュールの短縮の検討

ごみ処理施設の整備に係る本市が想定しているスケジュールは、ごみ処理施設整備基本計画から施設整備が完了するまでに8年程度と想定している。本スケジュールを効率的に再検討し、無理が発生しない範囲で短縮について検討すること。

第7項 施設整備基本構想の策定について

本市が一般廃棄物処理施設を整備する上で必要となる条件等について整理し、概ね以下の項目で構想をまとめる。

(1) 施設整備の基本方針

(2) 敷地条件の把握及び整理

(3) 計画対象施設（案）の概要

(4) 施設配置計画（案）及び施設イメージの検討

(5) 必要敷地面積の算定

- (6) 施設整備スケジュール
- (7) 施設の概算事業費及び財源計画
- (8) 維持管理計画の検討
- (9) 関係する法令等

第8項 事業の実施方針の検討

次期ごみ処理施設の基本構想策定にあたり、本事業の整備方針として公設公営施設としての整備・運営、DBO方式及びPFI方式による施設の整備・運営等について比較検討を行い、今後の事業の進め方に関する方向性の検討を行う。

- (1) 事業手法の整理
- (2) 事業範囲・役割分担の検討
- (3) リスク分担の検討

第9項 (仮称)三木市ごみ処理施設整備検討委員会の運営支援業務

(仮称)三木市ごみ処理施設整備検討委員会に対し、コンサルタントとしての専門的見地から情報の収集および資料の提供を行うとともに、会議への出席(4回程度を想定)、説明及び会議のための事前資料並びに会議録作成等の運営支援業務を行う。

なお、会議への出席は、原則4回程度とするが、運営上増減が生じた場合は、本市と受託者において協議するものとする。

第2節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

本業務は、次期ごみ処理施設整備事業に際し、循環型社会形成推進交付金制度に基づき、市町村の自主性と創意工夫及び明確な目標設定のもと総合的に施設整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを内容とする「三木市循環型社会形成推進地域計画」の策定及び交付金申請に係る添付書類の整理並びに循環型社会形成推進協議会資料の作成等を行い、本事業の交付金申請手続きを円滑に進めるものとする。

第1項 循環型社会形成推進地域計画の策定

廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、環境省所定の様式を含め、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平成31年3月改訂環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「循環型社会への改革—RecipeBook」（平成18年5月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に沿って概ね下記内容について定めること。

ただし、今後、国及び県からの通知及び通達等によって、本業務に係る内容変更または追加等が必要となった場合は、それに基づいて作成するものとする。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

地域計画の策定にあたり、対象となる一般廃棄物処理の対象区域を明確にし、対象地域図を作成する。

(2) 計画期間

本計画では、5年間を標準とし最長7年間の計画とする。

(3) 基本的な方向

本市における、各産業の経済活動、一般廃棄物の発生状況等、特性を十分に把握し、計画の目的を決定し、計画により地域が目指す姿を明確にする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

本市における、過去5年間以上の一般廃棄物処理の実績を十分に把握し、一般廃棄物の処理目標を設定するものとする。

① ごみ処理

過去5ヶ年以上の排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量、最終処分量等の各種指標を含めたごみ処理の現状についてまとめる。

② 生活排水処理

過去5ヶ年以上の生活排水の処理人口（下水処理人口、集落排水人口等）や生活排水処理量の現状についてまとめる。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

① ごみ処理の目標

- ・排出量の指標
 - ・再生利用量の指標
 - ・エネルギー回収量の指標
 - ・減量化量の指標
 - ・最終処分量の指標
 - ・その他必要と思われる指標の目標値
- ② 生活排水処理の目標
- ・公共下水道人口
 - ・農業集落排水施設等人口
 - ・合併処理浄化槽等人口
 - ・未処理人口
 - ・汲み取りし尿量
 - ・浄化槽汚泥量

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進施策

発生抑制や再使用に関する施策の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向けて、地域で解決可能な有効・必要となる施策についてとりまとめる。

- ① ごみ
- ・有料化
 - ・環境教育、普及啓発、助成
 - ・マイバック運動・レジ袋対策など
 - ・使用可能な家具類等の譲渡会や不用品交換会などのリユースの拡大
- ② 生活排水

(2) 処理体制

- ① ごみ処理の現状と今後
- ・家庭ごみの処理体制
 - ・事業系一般廃棄物の処理体制
 - ・一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物
- ② 生活排水処理の現状と今後
- ③ 今後の処理体制の要点

(3) 処理施設の整備

一般廃棄物の処理の目標（3R推進のための目標）を実現するため、処理施設の整備に係る政策パッケージを定めるものとする。

- ① 交付金対象施設の整備に関する検討資料作成
- ② 整備対象となる施設の基本的諸元

- ③ 概算事業費、財源計画
- ④ 事業整備スケジュール
- ⑤ 施設整備の背景
- ⑥ その他、必要事項

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する調査・計画・設計等の事項を明確にするものとする。

(5) その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係のない施策についても協議・検討し明らかにするものとする。

- ① 情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大等に関する事項。
- ② NPOや地域住民との協働に関する事項
- ③ NPOや地域住民に対する助成等に関する事項
- ④ 不法投棄対策に関する事項
- ⑤ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4 計画のフォローアップと事後評価

策定された本計画のフォローアップ及び事後評価の方法を明確にする。

(1) 計画のフォローアップ

地域計画における進捗状況のフォローアップ体制及び方法を明確にするものとする。

(2) 事後評価

地域計画期間終了に伴う、事後評価体制及び方法を明確にするものとする。

5 循環型社会形成推進地域計画添付書類の作成

循環型社会形成推進地域計画に、添付が必要な資料についてとりまとめる。

具体的には、予定する交付金対象事業に関する施設概要や計画支援事業を取りまとめるとともに、概算事業費の算定を行うものとする。

概算事業費の算定に当たっては、今後検討する交付対象事業に関して、現時点で可能な範囲の整備内容にて既存資料を基に設定するものとする。

◆様式作成

- (1) 添付資料（対象地域図、目標の設定に関するグラフ等、分別区分説明資料）
- (2) 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- (3) 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- (4) 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- (5) その他添付資料

- ① 参考資料様式（各計画施設概要）
- ② 参考資料様式（計画支援概要）
- ③ その他必要な参考資料

6 関係機関協議、打合せ

地方環境事務所及び兵庫県担当部局等との協議について、本市から資料作成や協議への同席を求められた場合、受注者は誠意をもってこれにあたり、必要に応じ関係部局との協議に同行するものとする。

－以 上－